

平成 20 年 12 月 19 日

改正 平成 24 年 5 月 18 日

改正 令和 2 年 月 日

ECO-TOP プログラムにおけるインターンシップの実施ガイドライン

1. インターンシップの目的

ECO-TOP プログラムの目的に鑑み、実社会において自然環境に関連のある現場の実情を理解しアクティブに行動できる人材を育成するため、企業、行政、NPO 等におけるインターンシップを実施する。

2. 単位の設定

インターンシップが 2 単位以上設定されていること。

3. 実施計画の策定

大学は、インターンシップの派遣先について、事前に東京都と協議すること。また、インターンシップの実施計画について、事前に東京都へ届出を行うこと。

インターンシップの実施計画が学内外に開示されていること。

また、インターンシップのプログラムは、大学と受入団体が事前に協議し、次の内容が盛り込まれたものとするのが望ましい。

- (1) 自然環境分野の課題解決や自然を活用した社会的課題の解決に資する実社会の経験
 - ・受入団体が実際に抱える自然環境分野の課題や学生が受入団体との関連で自ら設定する社会的課題について、学生がその背景や現状等を学び、解決策を検討し提案する経験
 - ・自然環境分野と国連が定めた SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標。以下「SDGs」という。)における様々な分野との関わりを整理する経験
 - ・自然環境の視点から、SDGs が示すような様々な社会的課題の解決に貢献する提案を行う経験
- (2) インターンシップにおける業務体験内容
 - ・受入団体が持っている自然環境に関する問題意識や考え方についての理解
 - ・受入団体が実施している自然保護活動又はその他環境保全活動の実践現場体験
 - ・受入団体が行う自然環境に関連するステークホルダーの合意形成に関わる体験
 - ・受入団体が実施する生物多様性の理解促進や自然環境教育に関わる体験
 - ・その他、自然環境に直接的に関わる現場において活動する様々な業務体験

- ・自然環境分野と関わりが薄いと思われる受入団体の場合には、その業務の現場（自然環境に間接的に関わる現場）において、3（1）に掲げる自然環境の視点から社会的課題の解決に資する実社会の経験

（3）インターンシップの実施日数

- ・受入団体が進める取組や課題を理解するために、1団体当たり少なくとも5日程度のインターンシップを確保することが望ましい。
- ・季節をまたいで比較的長期間にわたって受入団体と関わることなどにより、受入団体が抱える課題の十分な理解や解決に向けた深い考察ができることが望ましい。
- ・短期に集中してインターンシップを行う形式の場合、学生が予め受入団体を訪問するなど事前に自主的に学習をするとともに、インターンシップの経験に基づく成果をとりまとめ、事後に受入団体に報告することなどにより、受入団体が抱える課題の十分な理解や解決に向けた深い考察ができることが望ましい。

4. 事前教育・指導の実施

大学は、インターンシップ実施前に、次の内容を盛り込んだ事前教育及び指導を実施すること。

- ・インターンシップの目的
- ・習得すべき具体的内容の確認
- ・社会人としての基本的マナー
- ・成果の取りまとめ方法

大学は事前教育指導を通じてインターンシップ派遣人数のめやすをつけることとする。

5. 成果の評価

大学は、インターンシップに参加した学生から報告を受けた後、成果発表会を実施すること。なお、成果発表会は複数の大学による合同報告会として実施するなど学内外に公開され、他大学の学生やその関係者からの意見を受ける機会があることが望ましい。

あわせて、大学は、学生からの報告とは別に、受入団体からの評価に関するフォーマットを用意し、それに基づき学生の評価を受ける、又は、3（1）に関するレポートや発表による評価を行うことが望ましい。

これらをもとに、大学において履修生を適正に評価することとする。

大学は、毎年度インターンシップの実施状況を報告書として取りまとめ、都に提出することとする。

6 インターンシップに代替する経験

カリキュラム上のインターンシップには該当しないが、「1 インターンシップの目的」に合致する実社会での経験であって、大学が同等と認める場合は、ECO-TOP プログラムで

必要要件とするインターンシップの実績として認めることができるものとする。ただし、この場合、大学から東京都に事前の承認を得るものとする。

7. その他

ECO-TOP プログラムのインターンシップの位置づけは、就職に直結するものではないが、企業を中心にできるだけ、就職が決まる前に実施することが望ましい。

【参考 1】ガイドライン 3 (2)「インターンシップにおける業務体験内容」の具体的事例

ECO-TOP プログラムのインターンシップにおいては、自然環境に直接的に関連のある現場体験はもちろんのこと、自然環境に間接的に関連のある現場体験も認めている。次に、自然環境に直接的又は間接的に関連のある業務体験について、想定する具体的事例を示す。

(1) 自然環境に直接的に関連のある現場体験内容の具体的事例

- ・里山で保全活動を行っている行政や NPO で、四季を通じた活動に主体的に参加し、里山の維持管理ノウハウや市民活動の重要性について学ぶ。
- ・公園の指定管理を行っている団体で、公園の維持管理の運営に主体的に参加することなどにより、公園の運営ノウハウや行政・指定管理者・市民との役割分担を学ぶ。
- ・農業体験や林業体験を行う NPO で、自然体験活動のノウハウについて学ぶ。
- ・行政から受託して環境影響評価の調査を行うコンサルタントの調査現場や外来種駆除を行う事業者の作業現場に同行し、持続可能な開発のあり方について考える。
- ・地域の森林資源を活用してアウトドアのアクティビティを提供する観光業で、自然を活用した地域振興方法のあり方について考える。

(2) 自然環境に間接的に関連のある現場体験内容の具体的事例

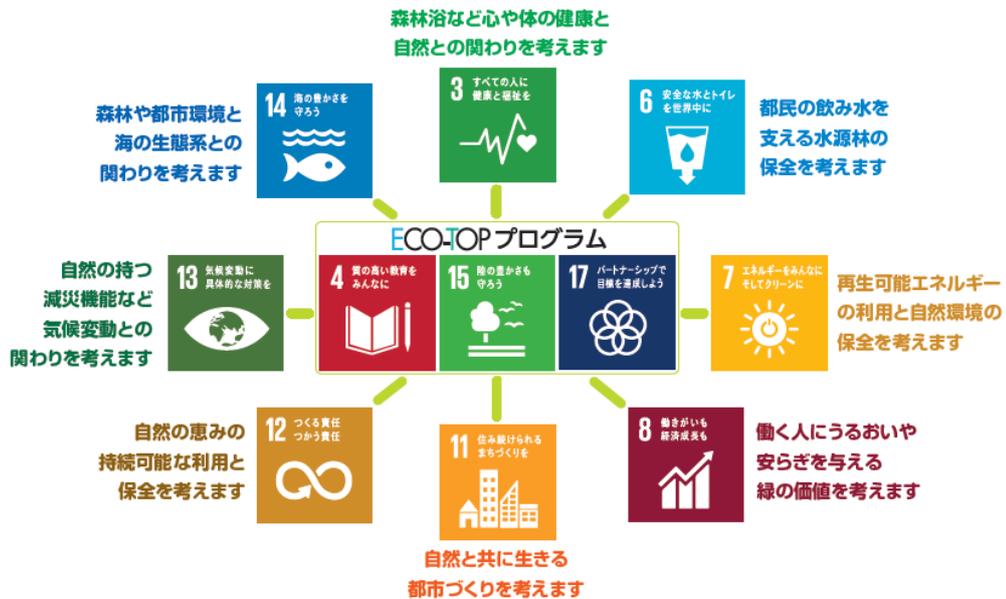
- ・木材や紙などの自然資源を原料とする製造業、食材や水などの自然資源を原料とする食品・飲料メーカー、環境配慮商品など販売商品を選択する小売業など、サプライチェーンを通じた自然資源の持続可能な利用の方策について考える。
- ・持続可能な原材料調達や環境配慮商品に関する国際認証ラベルを推奨する団体や自然環境問題について政策提言を行う NGO や NPO などにおいて、国際的な最新情報に触れながら将来の社会のあり方を考える。
- ・生態系に配慮した緑地を本社や工場などに持つ企業にとって、緑地の維持が当該企業の本業に与える様々なシナジー効果について考える。
- ・薬剤など自然資源を原料として活用する企業や自然の機能を防災・減災に活用 (Eco-DDR) する行政等において、自然を基盤とした社会的課題の解決策 (Nature-based Solutions) について考える。

【参考 2】ガイドライン 3 (1)「社会的課題の解決に資する実社会の経験」における SDGs に係る考察について

自然環境分野と SDGs における様々な分野との関わりを整理することにより、自然環境と暮らしや経済活動との関わりが見える化される。さらに、自然環境の視点から、SDGs が示すような様々な社会的課題の解決に資する取組を検討することは、自然環境の機能を活かすきっかけとなり、自然環境の役割や価値、重要性を高めることにつながる。次に、SDGs を活用した考察事例を示す。

(1) SDG15 とその他の社会的課題との関わりについて考察

インターンシップを通じて、学生が SDG15「陸の豊かさを守ろう」に係る社会的課題の解決に向けた考察を行う。さらに、陸の自然環境がテーマとなる SDG15 と、その他の目標との関わりについて考察を行う。



(2) SDGs のウェディングケーキを使った考察

SDGs のウェディングケーキは、私たちの暮らしや経済活動が、自然環境の上に成り立っていることを端的に示した図といえる。インターンシップの受入団体はどの目標と関わりが深く、その目標はどのような自然環境との関わりが深いかを考察する。



【出所】 Stockholm Resilience Centre